

特集1 近年の墓事情とその背景

も散骨は規制されており、熱海市や伊東市など散骨のガイドラインを定める自治体もあります。

散骨と同様に、遺骨を自宅に安置することも法律上、何の問題もありません。子どもを亡くし、親のどちらかが亡くなるまで、骨壺^{つぼ}を自宅に安置している遺族もいます。最近では、全国の有名窯元の高級骨壺、ゴルフボールやサッカーボール型の骨壺、パステルカラーのポットやガラスの骨壺などもあり、自宅に安置していても、インテリアとして違和感のない骨壺もあります。

遺骨の一部を「手元供養」として安置している人もいます。手元供養には、遺骨を小さな容器やペンダントに入れるタイプと、遺骨をダイヤモンドやプレートなどに加工するタイプなどがあります。

墓の問題

昨今、先祖のお墓を引っ越しする「改葬」が増えています。

改葬の理由はさまざまです。かつては、同じ集落に親族が住み、親戚付き合いが濃厚でしたが、親族付き合いが希薄になってくると、遠くにあるお墓の掃除や管理をその地に住んでいる親族に任せていることを負担に感じ、お墓を近くに移したいと考える人もいます。遠くにあり、法事やお葬式以外は疎遠になっているお寺との付き合いをやめたいと、お墓をお寺から公営墓地などに移す人もいます。また子どもがいない、あるいは子どもはいても墓守の負担をさせたくないという理由で、継承を前提としない共同墓などに移したいという人もいます。

実際、厚生労働省「衛生行政報告例」によれば、無縁墓の引っ越しを除くと、2000年には6.5万件ほどだった改葬件数は、2018年には11万件にまで増加しています。

ただし、改葬には市区町村での手続きが必要で、自分の先祖のお墓であっても勝手に移すことはできません。また改葬時には、墓石を撤去

し、更地にして墓地管理者に返還しなければならないほか、新しいお墓を建てる場合には、新しい墓石を建てることを条件にしている墓地が少なくないうえ、古い墓石を運搬するよりも新しく墓石を建立するほうが安いケースもあり、古い墓石は処分しなければならないことが一般的です。

「この先、お墓を維持管理する子どもがない」、あるいは「子どもには託したくない」などの理由で、先祖のお墓を処分してしまいたいと、「墓じまい」をする人もいます。その場合、継承を前提としない共同墓などに遺骨を改葬する方法もありますが、お墓に安置されていた遺骨を海などに散骨するなどして、先祖のお墓を片付けるケースもあります。

改葬にせよ、墓じまいにせよ、墓地を更地にして返還しなければならない点は同じですが、事前に親族に了解を得ておくことをおすすめします。墓相やお墓の吉凶にこだわる親族がいれば、「お墓を動かすと子孫が途絶える」「墓石を壊すと親族に災いが起きる」などと言われ、トラブルになることもあるからです。

また菩提寺にあるお墓を改葬する場合、これを機に菩提寺との関係を解消したいという人もいるでしょうが、離檀料と称するお布施として法外な金額を菩提寺から要求されたというトラブルが報告されています。本来は、お布施をお寺側から請求されることはあり得ませんし、消費者に支払い義務もありません。お布施を払わなかったからといって、改葬できないわけではありません。

しかし、改葬や墓じまいを検討していることをあらかじめ菩提寺に相談することは、墓の維持管理や先祖祭祀でお世話になった菩提寺に対してのマナーではないかと思われます。これまで行ってきた法要のお布施の金額を目安にお礼を渡し、お寺に感謝の気持ちを伝えるといった配慮も必要です。

一方、改葬も墓じまいもされず、何年もお参りの形跡のない無縁墓の増加が社会問題となっています。

熊本県人吉市では、2013年に市内の全995カ所の墓地を調査したところ、4割以上のお墓が無縁化し、中には8割以上が無縁墓になっている墓地がありました。東京都では2000年以降、年間管理料を5年間滞納し、親族の居場所が分からぬ無縁墓を撤去していますが、今後増える無縁墓対策として、2012年に無縁合同墓を新たに整備しています。川崎市でも2014年から無縁墓の撤去をはじめ、12,000体分の無縁合同墓を設置しています。墓地の管理者は、一定の手続きを踏めば無縁墓を撤去することができますが、その費用は墓地の管理者負担です。したがって無縁墓が増加すれば、墓地の景観が悪くなるだけでなく、墓地の運営にも支障が出ます。

引き取られない遺骨の増加

そもそも遺族がない死者も増えています。50歳時点で一度も結婚経験のない人の割合は、2015年には男性が約23.4%、女性が約14.1%でした。1990年以降、男性の50歳時の未婚率が急増していますが、1990年に50歳だった人は今年、80歳を迎えます^{*}。これまで亡くなった男性の中で一度も結婚したことがなかった人はほとんどいなかったのですが、まもなく生涯未婚の男性がどんどん亡くなっていく社会が到来します。

どんな人も自立できなくなったら、誰かの手を借りなければなりません。しかし、家族がいても高齢で頼れない人、別居する子どもに迷惑をかけたくないと考える人、あるいは頼れる家族や親族がそもそもいない人たちの急増で、自立できなくなった場合、家族以外の誰に頼ればよいのかという問題が昨今、クローズアップさ

れています。

その1つに、引き取り手のない遺骨がここ20年間、各自治体で急増していることが挙げられます。しかも身元が分からない行旅死亡人(本人の氏名、本籍地・住所などが判明せず、かつ遺体の引き取り手が存在しない行き倒れた死者)ではなく、多くの遺骨は、身元が判明し、親族も分かっている点が、昨今の傾向です。日本では、死後、火葬をしたり、納骨したりする人がいない場合、自治体が遺族に代わって行うことが義務づけられています。

自治体が引き受ける遺骨が全国で最も多い大阪市では、2018年には2,366体が公営の無縁堂に安置されました。このうち、身元が分からない行旅死亡人は50人もいません。無縁遺骨の割合は大阪市内で亡くなった人の8.3%、つまり12人に1人は無縁堂に安置されているのです。経済的に余裕があっても、既婚者であっても、親族との関係が疎遠だったために、死後に無縁遺骨となるケースは珍しくありません。

もちろん、生前にいくら疎遠だったといつても、親族の遺骨を無縁遺骨として自治体に預けることに抵抗を感じる人もいます。そのためかここ数年、遺族や親族からの「送骨」を引き受けるお寺が全国で増えています。ゆうパックで遺骨を送る際に納骨代として3万円ほどかかりますが、「納骨に高額な費用をかけられない」「遺族が高齢で納骨に立ち会えない」「遺族がいない」などの理由で利用されているようです。

血縁、親族のネットワークだけでは老い、病、死を永続的に支え続けることは不可能なところまで、日本の社会は変容しています。子々孫々でお墓を継承していくのが当たり前ではなくなり、改葬や墓じまい、無縁墓や引き取られない遺骨の増加など、さまざまな問題が露呈しています。

* 国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2019年)」